Nuclear Weapon & Nuclear Test 核兵器-核実験モニター

22204/11/15

毎月2回1日、15日発行 1996年4月23日 第三種郵便物認可

軍事力によらない安全保障体制の構築をめざして

¥200

発行■NPO法人ピースデポンPCDS (太平洋軍備撤廃運動):Pacific Campaign for Disarmament and Security 223-0051 横浜市港北区箕輪町3-3-1 日吉グリューネ102号

Tel 045-563-5101 Fax 045-563-9907 e-mail: office@peacedepot.org URL: http://www.peacedepot.org

編集責任者■梅林宏道・田巻一彦 郵便振替口座■00250-1-41182「特定非営利活動法人ピースデポ」

銀行口座■横浜銀行 日吉支店 普通 1561710「特定非営利活動法人ピースデポ」

「防衛懇 報告に仕掛けられた - -

核兵器の新たな任務

日本自身がNPT2000年合意違反を犯さないよう声を上げよう

前号で、「安全保障と防衛力に関する懇談会」報告書(以下、「防衛懇」、「報告書」と略記)の問題点について論じた。ここでは、日本の安全保障政策の中における核兵器の役割について、「報告書」が重要な変更を加えようとしている可能性を指摘し、緊急の行動を呼びかけたい。「報告書」は「唯一の被爆国としての歴史的使命」を語り、「法の支配」の価値観を述べ、核不拡散条約、NPT順守を強調しているが、それとは裏腹に、核兵器の役割を拡大し、日本政府をNPT合意に違反する政策転換に導く危険な勧告を行っている。

核兵器と他の大量破壊兵器(WMD)との区別を鮮明にせよ

防衛懇報告書は、米国の核抑止力への依存が今後も必要だとして、次のように書いている。(「報告書」アページ)

「日本周辺の国際環境は、すでに述べたとおり、依然として不安定性に満ちており、核兵器などの大量破壊兵器による紛争の可能性も完全には否定できない。弾道ミサイルによる脅威も存在する。その意味で、今後とも日米同盟の信頼性を相互に高めつつ、抑止力の維持を図る必要がある。とりかけ核兵器などの大量破壊兵器については、引き続き、米国による拡大抑止が必要不可欠である。(太字は引用者)

「米国による拡大抑止」とは、平たく言えば、米国の核の 傘」のことである。報告書の論調への肯定派はもちろん批 判派も、何気なく、従来と同じ核の傘の必要を述べている」 と、当然のように読み過ごしてしまいがちなこの一文には、 実は重要な落とし穴がある。

周知のように、防衛懇報告書は、現在の防衛計画大綱 (1995年。以下「現大綱」)の改訂に資することを目的としている。現大綱は米国の核抑止力への依存について次のように書いている。

「核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を 目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の 中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に 依存するものとする」

因みに1995年以前の元大綱は、単に「また、核の脅威に対しては米国の核抑止力に依存するものとする」と書いていた。したがって、現大綱に変わるとき、核軍縮努力を明記

今号の内容

「防衛懇」報告が狙う 核兵器の役割拡大に反対の声を

北東アジア・ミサイル制限レジームに向けたロードマップの提案

米軍再編・主な動き(4)

するという前進があったのである。

いずれにしても、これまでの大綱においては、米国の 核抑止力は、「核兵器の脅威に対して」のみ想定されて いた。にもかかわらず、防衛懇報告書は、前述のように 「核兵器などの大量破壊兵器」に対して米国の核抑止 力を対置するように勧告している。つまり、核兵器の役割 を、核兵器そのものへの対抗手段から大量破壊兵器全 般への対抗手段に拡大するよう勧告しているのである。

この動きは、核軍縮努力の歴史から見ると重大な逆行を意味する。また、「大量破壊兵器」の脅威を誇大に宣伝して核兵器保持と使用を合理化する、最近のブッシュ戦略に沿ったものだと言えるであろう。

核兵器の本質を 忘れた議論に 足をすくわれるな

東西の冷戦が終結して、米ソ間の核兵器の緊張が大きく緩和されたとき、核軍縮を進めるために「最小限抑止」という考え方が焦点となった。核兵器の役割を最小化することによって、その数の削減を図ろうとしたのである。1991年に出された米国の国立科学アカデミー報告はその代表的な例であった。それは、「核兵器の配備は敵の核兵器の使用を抑止する目的に限定し、核兵器の使用は敵の核攻撃に対する報復に限定する」という考え方に立って、核兵器削減を図ろうとした。現実的政策に携わる「リアリスト」なりの努力であった。

このような考察において、化学兵器や生物兵器の存在が考慮されなかった訳ではない。それを考慮しても、核兵器のみが持つ比類なぎ、大量破壊性」に対処することこそ、抑止論の核心であることが、当然の帰結であったのである。どこかの国が化学兵器をもっているということは、核兵器も持ち出して大きな不安定化を誘うような大事件ではないのである。化学兵器はそれ自身非人道兵器であり、禁止されなければならないのはもちろんである。

1998年2月の米国とイラクの危機的対立があったとき、疑いのあったイラクの化学兵器・生物兵器の地下工場に対して核兵器を使用する議論が持ち上がった。そのとき、米国の核兵器に責任を持つ戦略軍の元総司令官(1992-4年)であったリー・バトラー空軍大将はそれに強く反対した。

「核兵器による報復こそが、大量破壊兵器による 冷戦後の脅威に対する、正当で的確な対応である という根強い信念ほど、核抑止に対する誤った信 仰を明確に物語っているものが他にあるだろうか? …50年以上も保持してきた不使用の先例を破る行 為に我々が加わるなどと、誰が想像できるだろう か。 ²

オーストラリア政府のイニシャチブで設立されたキャンベラ委員会報告も、最小限抑止の考え方に立った。そして、核兵器の役割について、一見したところ、核兵器に残

された唯一の軍事的効用は、相手が核兵器を使うことを抑止することだけのように思われる」と書いた。

筆者自身はこのような考え方に賛成ではない。なぜならば、このような考え方は、すべての国に最小限抑止の必要を認め、核兵器の永続化を許し、その世界は「核兵器が禁止された世界は先安全ではない」と考えるからである。しかし、ここで重要なのは、核抑止論の信者の中においてさえ、核兵器を他の大量破壊兵器と同列に扱うことを厳しく戒めることによって、不安定化と核軍備競争を抑制する考察が重ねられてきた歴史的蓄積である。

「防衛懇」はNPT合意を明文的に踏みにじる勧告をした

このような歴史の中に、NPT再検討会議における合意 の積み重ねもある。

1995年NPT再検討・延長会議の直前に、安保理決議を上げるとともに、すべての核兵器国が、「NPT加盟国である非核兵器国に対して核兵器を使用しない」旨の約束(消極的安全の保証をしたのは、そのような事例の一つである。この背後には、核兵器が核兵器に対抗する手段にのみ限定するという考え方が存在している。「核兵器を持たない」という誓約をしたNPT加盟国には、他の大量破壊兵器を云々することなく、核攻撃しないと明言しているのである。

そして、2000年再検討会議では、さらに二つの重要な関連する合意を積み重ねた。

第1に、このような消極的安全保証を法的拘束力のあるものにする方向を確認したのである。最終文書は次のように述べている。

「5つの核兵器国による、NPT締約国である非核 兵器国への法的拘束力を持った安全の保証が、核 不拡散体制を強化することに同意する。会議は、準 備委員会に対して、この問題についての勧告を20 05年再検討会議に提出することを要請する」

本論の関心に即して翻訳すれば、「核兵器を核兵器 以外の大量破壊兵器に使用するような考え方を違法に することが、核拡散を防止するのに役立つ。だから、それ に向かって手順を決めよう。と約束し合ったのである。

第2に、いわゆる13項目合意の中で、核兵器の役割をこれ以上拡大させずに、縮小させることに合意した。(9e項)

「核兵器が使用される危険を最小限に押さえるとともに、核兵器の完全廃棄の過程を促進するために、安全保障政策における核兵器の役割を縮小すること。」

この合意は、核兵器国のみならず日本のような核兵器 依存国にも、直接に適用されるべきものである。具体的に は、防衛計画の大綱に記されている「核兵器の脅威に対 して米国の核抑止力」に依存する現状から、その役割を 減少させることを、日本は目指さなければならない。

にもかかわらず、防衛懇報告書は、前述のように核兵器の役割を拡大することを勧告している。国際合意違反の勧め、と言うことになるであろう。しかも、2005年再検討会議を目前にしての暴挙である。

1995年の大綱が、核軍縮に一歩前進したように、今度の大綱はさらに一歩「核兵器のない世界」へ歩を進めるべきである。「13+2」項目について、日本政府の努力の成績表を付けている評価委員会4は、次のように提案して来た。

「核兵器の脅威に対しては、核保有国がNPT再検討会議で行った『保有核兵器の完全廃棄を達成するという明確な約束』が実行されるよう国際社会で積極的な役割を果たしつつ、速やかに米国の核抑止力から脱却するべきものとする。」

日本政府が勧告に従って核兵器の役割拡大、NPT合 意違反に進まないよう、緊急に外務大臣と防衛庁長官に 声を届けよう(梅林宏道)

> 外務大臣 FAX:03-3581-9442 防衛庁長官 FAX:03-5229-2134

注

- 1「大量破壊兵器 という言葉のまやかしについては、拙論「『不拡散』ではなく『核軍縮』に舵を切れ (雑誌『世界』2003年9月号)で論じた。また、米国の科学者フィリップ・モリソンとコスタ・チピスの論考を豊田利幸氏が紹介している、『軍縮問題資料』2003年8月号)。両科学者は、「生物・化学兵器は大量破壊兵器ではないとさえ言い切っている。
- 2 ロバート・グリーン「検証[®]核抑止論』(高文研、2000年)。ピースデポの本、在庫あり。
- 3 .13項目の全訳は、イアブッケ 核軍縮・平和・自治体・2004 (ピースデポ)に収録されている。
- 4! 成績表 上評価委員会については、ピースデポのウェブサイトに 詳細を掲載。

北東アジアミサイル制限レジームに向けた

行程表

ロードマップの提案

現実から出発する段階的プロセス

はじめに

北東アジアにおけるミサイルの開発や保有、配備、そ の他のミサイル関連活動をいかに規制するか。これは、 北東アジアの安全保障に関わる最も重要な課題の一つ である。このような問題意識から、ピースデポは「市民社 会が構想する北東アジア安全保障の枠組み」プロジェ クト(トヨタ財団助成事業)のテーマの一つとして「ミサイル 管理機構」に関する研究を進めてきた。その過程で筆者 が作成した、北東アジアのミサイルに関するデータベー ス 暫定版 は、本誌で連載された注1。また、ミサイル管理 に関する既存の国際的な取り決めや条約の分析も進め、 その成果の一部も本誌で発表した注2。「北東アジア・ミサ イル制限レジーム構築への行程表 (4ページ「資料」参 照」は、こうした研究成果を踏まえ、北東アジアにおけるミ サイル管理・軍縮に関する新たな構想として筆者が提 案しようというものである。以下では構想のポイントにつ いて説明したい。

どの国の、何を制限するのか?

まず、北東アジア・ミサイル制限レジームの参加国として想定されているのは、日本、韓国、北朝鮮、ロシア、中国、米国の6カ国である。北東アジア地域における包括的なミサイル管理・軍縮を促進することが、レジーム形成の目的である。そのため、同レジームは、諸々のミサイル関連活動や宇宙の平和利用、脅威低減・信頼醸成措

置、査察・検証制度などに関する合意の束によって構成され、弾道ミサイルや巡航ミサイルだけでなく、その他の誘導ミサイルやミサイル防衛も規制の対象としている。そのなかには、諸々の地域的措置だけでなく、グローバルな軍備管理措置も含まれている。これは、各国のミサイル能力の多様さ、非対称性、か、米国がグローバルな軍事戦略の一環として北東アジアにミサイルを配備している現状、中国やロシア、米国による戦略兵器制限交渉の進展が地域のミサイル管理・軍縮を促す潜在的効果、などを考慮した結果である。

非攻撃的ミサイル態勢に 向けた段階的アプローチ

このように地域的なミサイル管理・軍縮とグローバルなそれが密接に連関していることを認識した上で、しかし、筆者の構想の特徴は、日本、北朝鮮、韓国が地域ミサイル管理・軍縮において果たす役割を重視している点にある。すなわち、ミサイル制限レジームの下では、上記の3カ国が率先、協調してミサイル管理・軍縮を進めることにより、中国、ロシア、米国に地域的およびグローバルな軍備管理への取り組みを促すことが期待されているのである。具体的には、日本、北朝鮮、韓国を含むサブリージョンに「非攻撃的ミサイル態勢地帯」をつくることを最終目標としている。そのねらいは、日本、北朝鮮、韓国の3カ国が、自国の領域から発射した誘導ミサイルで直接、お互いを攻撃できない状況を創出することにある。これは、ミサイル軍備に限ってではあるが、日本の防衛政策

「資料 北東アジア・ミサイル制限レジーム構築への行程表

予備交渉段階

(1)日本、北朝鮮、韓国は「非攻撃的ミサイル態勢地帯」を実現するために、以下の3つの原則に基づいて交渉を開始することに合意する。

3カ国は地対地および空対地ミサイルを開発、保有、取得、移譲、配備しない。

3カ国はミサイル防衛を開発、保有、取得、配備しない。

同地帯を実現する過程において、3カ国は上記の2つの原則に逆行するいかなる行為も行わない。

(2)中国、ロシア、米国は、上記の3つの原則に基づいた日本、北朝鮮、韓国のミサイル管理・軍縮の努力を支持する。

第1段階

- (1)日本、北朝鮮、韓国は、射程300㎞以上のいかなる誘導ミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。
- (2)日本、北朝鮮、韓国は、いかなる弾道ミサイル防衛システムも開発、取得、配備しないことに合意する。
- (3)中国、ロシア、米国は、個別または他国とともに、日本、北朝鮮、韓国の安全の保証に関して誓約を行う
- (4) 査察・検証やミサイル技術管理、ミサイル飛翔実験事前通告、ミサイル軍備に関する情報交換のための地域機構を設立する。
- (5)6カ国は宇宙の平和利用のための地域協力に関する諸原則を宣言する。

第2段階

- (1)日本、北朝鮮、韓国は、射程180km以上のいかなる誘導ミサイルも開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。
- (2)中国、ロシア、米国は、弾道ミサイル防衛システムの配備の制限ならびに多弾頭ミサイルの禁止に関して交渉を開始する。

第3段階

- (1)日本、北朝鮮、韓国は、地対地および空対地誘導ミサイルを開発、取得、移譲、配備しないことに合意する。
- (2)中国、ロシア、米国は、北東アジアにおける短・中距離弾道ミサイルおよび巡航ミサイルの配備の制限に関して交渉を開始する。

の基本方針であず、専守防衛、を地域化する試みであるともいえる。なお、レジーム形成プロセスに関しては、地域紛争の火種や利害対立、戦略的立場の違い、根強い相互不信などがみられる北東アジアの国際政治環境の現状を鑑みて、段階的、漸進的アプローチをとっている。行程表が、予備交渉段階と3つの交渉段階によって構成されているのは、そのためである。

道は長く、険しいが・・・

いうまでもなく、この構想を実現するのは容易ではない。そこに至るまでには多くの課題を解決する必要がある。当面の最大の課題を一つ挙げれば、今日、北東アジアの主要なアクターたちは、自分たちのミサイル能力が地域の安定と安全に対する脅威となっているという認識

すら共有していないので、そのような共通了解を、政府レベルだけでなく、市民社会レベルでも形成する必要がある。その意味で、構想実現までの道程は長く、険しいといえる。ただ、9.11事件以降、世界で強まっている軍事化の潮流や北朝鮮の核兵器開発、アメリカおよび日本のミサイル防衛配備といった諸問題を考慮すれば、地域のミサイル管理・軍縮に関して真剣に議論することが喫緊の課題となっている、といっても決して過言ではなかろう、北東アジア・ミサイル制限レジーム構想は、その出発点となりうるものである。(黒崎輝)

注1 北東アジアのミサイル ワーキング・データベース: 「核兵器・核実験モニター」182・3号(日本のミサイル・自衛隊) 186・7号(DPRK) 189号(韓国) 191号(中国) 192・3号(台湾) 195号(米軍) 197号(ロシア)

注2「核兵器・核実験モニター」200号。

核軍縮議員ネットワーク: ウェリントンでフォーラム開催

2005年のNPT再検討会議を睨んで、国際的ネットワークである核軍縮議員ネットワーグ、PNND は、12月8日にニュージーランドのウェリントンでフォーラムを開催する。フォーラムば国会議員:核不拡散条約と非核兵器地帯上題し、PNNDとPGA(地球的行

動のための議員)ニュージーランド支部が共催する。

フォーラムのもう一つの狙いは、非核兵器地帯化に向かって関係国議員の交流を深めることである。ニュージーランドでは、南半球全体の非核兵器地帯化の議論が盛んであるが、そのために「ラテンアメリカ・カリブ非核地帯条約機構(OPANAL)事務局長が基調講演し、またメキシコ大使が発言する。

日本からは、PNND日本を代表して遠山清彦氏(参議院議員、 公明党)が参加する。

プログラムの主な内容は次の通りである。(編集部)

あいさつ

ケリー・プレンダーガスト・ウェリントン市長 ヘレン・クラーク・ニュージーランド首相

アバカ・アンジャイン - マジソン・マーシャル諸島共和国上院議員 基調講演

デニス・クシニチ米下院議員

エドムント・バルガス・カレニョOPANAL事務局長

発言(NPT関係)

ニック・スミス・PNNDニュージーランド議長

スジャッナン・パル ノハディニングラット・インドネシア外務事務局長 マリアン・ホッブス・ニュージーランド軍縮大臣

オーストラリア国会議員

日本国会議員

バングラデシュ国会議員

発言(非核地帯関係)

アンゲリカ・アルス・デ・ヨネット・メキシコ大使

イサーム・マクフール・イスラエル議員

マット・ロブソン・ニュージーランド議員



10月28日、2005会計年米国防認可法が発効した。

上院・下院の合同会議で修正され「ロナルド・レーガン2005会計年米国防認可法」と名づけられ た。米軍の世界的再編との関係で注目された米国内基地の閉鎖・再編を2005会計年に行うことを 定めたBRAC05法は細部で修正されたが、基本的には実施が確定した。修正によって、閉鎖・再編 の規準における軍事優先が強調され、国防総省に提出が義務付けられている海外基地への兵員 配備を含む軍構成のデータに厳密に依拠して閉鎖・再編基地を選定することが求められている。

データの確定期限が2005年3月15日とされた。前号で述べたように「海外基地見直し委員会」の 報告書提出期限は、2005年8月15日に延期されたが、ピースデポの調査では3月15日までに中間 報告を出して、BRAC過程に間に合わせる意向のようである。(梅林宏道)

米軍再編を巡る主な動き(4)

(2004年10月20日~11月4日)

沖タイ=沖縄タイムズ。神奈川=神奈川新聞。時事=時事通信。(作成:丸茂明美、梅林宏道)

10月20日		10月24日	
10月20日	細田博之官房長官、記者会見で、小泉首相が日米安保条約と日米同盟の両面から論議する必要があると	10月24日	来日中のパウエル米国務長官、都内で日本の一部メ ディアと会見。在日米軍再編に関連し、日米安保条約
	述べたことに触れ、「極東条項」見直しを意図した発言		第6条(極東条項)の「解釈見直しは求めていない」と
	ではないと強調。同時に「世界の中の日米協力関係は		言明。米側は米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間
40 🗆 00 🗆	安保条約とは別だ。混同すべきではない」と述べた。		への移転案を打診しているが、移転先は正式には決
10月20日	大野功統防衛庁長官、参院予算委員会で、米軍司令	10 0000	まっていないと強調。
	部の日本への移転について、日本の安全のためであれ	10月25日	河野洋平衆院議長、都内で講演。「(日本が)基地受
	ば何ら問題はない上述べた。キャンプ座間への移転受		け入れの方向で、極東条項に反しない理屈を役所が
	け入れ方針に沿った発言。舛添要一(自民)に答えた。		考えているようで大変残念」と述べ、政府対応に懸念
10月20日	小泉首相、参院予算委員会で、在日米軍の再編問題		を表明。「時には修羅場のような議論してきたのが極
	に関連し、世界の平和と安定に資するかという観点か		東条項だ」と指摘、米軍再編に関する十分な国会論
	ら、日米協議を進める」と「日本と極東の安全」と定め		議が必要との認識を示した。
	た日米安保条約6条にとらわれない姿勢を示した。	10月25日	竹内行夫外務事務次官、記者会見で、24日の日米外
10月20日	キャンプ座間への米陸軍第1軍団司令部と沖縄海兵隊		相会談で「戦略対話」を先行させるとしたが「総論が
	の移転構想問題で、小川勇夫相模原市長と星野勝司座		終わらないと具体論が進まないわけではないと述べ、
	間市長が県内選出の国会議員36人に 市民は大きな不		具体的な再編協議も並行して進める考えを示した。
	安感と危機感」と政府に働きかけるよう要望書を提出。	10月26日付	米側が9月の日米局長級協議などで提示していた案
10月21日	大野功統防衛庁長官、参院予算委員会で、米軍司令		の概要が明らかに。在沖海兵隊についてはキャンプ
	部の米本土から日本移転について20日に「日米安保		富士などへの一部移転を打診。実施は08年までに陸
	条約上問題はない」と答弁したことに関し「説明が不十		軍などの司令部移転が完了した後の「中長期的課
	分だったと事実上修正。福島瑞穂(社民)に答えた。		題 上位置付け。司令部機能再編優先の米側姿勢が
10月21日	参院予算委員会で福島瑞穂社民党首が「極東の概念		明確に。日本側は「受け入れ困難」と表明。交渉は24
	を変えないなら米軍司令部の日本移転は許されないと		日の日米外相会談で事実上の仕切り直し。(時事)
	追及。細田官房長官が基本的にそう考えている上発	10月26日付	自民党政調会の下に米軍基地・地位協定問題を協議
	言。記者会見で「時間がなく、はしょった答弁」と修正。		する「日米安保・基地再編合同調査会」を新設。29日に
10月21日	政府は「在日米軍の兵力構成見直しは安保条約およ		初会合。額賀福志郎前政調会長が会長、沖縄県選出の
	び関連取り決めの枠内で行われることは当然であり、		仲村正治衆院議員が副会長の一人に予定。(沖タイ)
	極東条項の見直しは考えていない。上の統一見解をま	10月28日	藤井裕久民主党代表代行が相模原市役所で記者会
	とめた。細田官房長官が記者会見で明らかに。		見。米陸軍第1軍団司令部のキャンプ座間への移転に反
10月21日	在日米軍の再編問題で、政府が自衛隊と米軍の「制服		対を表明。東アフリカ地域まで指揮する司令部の移転受
	組 幹部を中核メンバーとする新たな協議の枠組みを設		け入れには日米安保条約を改定するしかないと指摘。
	け、外務、防衛官僚による従来の日米審議官級協議と並	10月28日	米2005会計年国防認可法が発効。世界的な米軍基
	行し軍事的観点から調整を進める方針を検討している		地と軍構成のデータを3月15日までに確定することを
	ことが判明。同時に関係3閣僚の会合を定例化。		国防省に義務づける修正を加えて、05会計年米軍基
10月23日	パウエル米国務長官来日。24日までの滞在中、町村		地閉鎖・再編法の実行が確定した。
	外相らと会談し、在日米軍再編問題などについて協	10月29日	稲嶺恵一沖縄県知事、定例会見で米軍再編計画での
	議。長官は引き続き中国、韓国も訪問。		整理縮小案に普天間飛行場を含めると明らかに。県幹
10月24日	町村外相、来日中のパウエル米国務長官と外務省飯		部は、普天間が最優先事項上述べ、移設計画とは切り
	倉公館で会談。米軍再編問題について閣僚によるハ		離して飛行場の閉鎖も視野に。年内にも案の骨組み。
	イレベルの戦略的議論を行うことで合意。パウエル長	10月29日	自民党、党本部で日米安保・基地再編合同調査会
	官は会談後の共同記者会見で「沖縄米軍のプレゼン		(額賀福志郎座長)初会合。年内を目途に日本側の基

スを少なくすることがテーマと述べた。この後、パウエ

ル長官は小泉首相と会談、「沖縄をはじめ基地周辺

自治体の負担軽減の重要性を認識と述べた。

本姿勢をまとめる方針。次回は11月5日。

相模原市の「相模原市米軍基地返還促進等市民協議 会」臨時理事会、米陸軍第1軍団司令部等のキャンプ

11月1日

11月4日

座間移転問題について、座間市との連携強化と受け入れ反対を市民にアピールすることを決定。(神奈川) 米太平洋軍グレグソン海兵隊司令官、沖縄兵力の一部本土移転と訓練の海外分散で常駐兵力の縮小を目指すと述べる。それに伴い機動性向上のため現在1隻の高速輸送船を3隻追加調達を検討中。移転の対象部隊、人員は「確定していない。(沖タイ)

11月4日

宜野湾市伊波洋一市長、米海外基地見直し委員会」に対し、普天間飛行場の早期閉鎖と沖縄の基地負担軽減を求める証言書を郵送。証言書は公聴会で正式に取り

11月4日

座間市星野勝司市長、キャンプ座間への米陸軍第1 軍団司令部移転の阻止を目指す連絡協議会を11月 中旬に発足させる方針を明らかに。市、市議会、約200の 自治会が加わり三者一体の反対運動組織。(神奈川) 米空軍が三沢基地などに配備するF16戦闘機の大規 模改修を進めていることが判明。三沢基地当局者は 「三沢基地配備機が遂行可能な戦時任務が拡大す る上説明。(共同)

上げられ、出席者の証言と同じ扱いになる。(沖タイ)

11月4日付

日誌

2004.10.21~11.5

作成:中村桂子、林公則

DOD = 米国防総省 / EU = ヨーロッパ連合 / IAEA = 国際原子力機関 / MD = ミサイル防衛 / NAC = 新アジェンダ連合 / PSI = 拡散防止構想

10月21日 細田官房長官、米陸軍第1軍団司 令部のキャンプ座間移転構想を念頭に「極東条 項の見直しは考えていない」との統一見解示す。

10月22日 核燃サイクル機構、使用済み核燃料を再処理して出た高レベル放射性廃液をガラス固化する装置の改良終了、製造再開を発表。

10月22日 北朝鮮、米国の敵視対策放棄など 3項目の条件を提示、合意に達すれば6か国協議 再開を検討する意向を表明。

10月23日 パウエル米国務長官、北朝鮮が示した次回6か国協議再開のための3条件について「6カ国協議の枠内で話し合うべきだ」。

10月24日 イラン外務省報道官、ウラン濃縮計画の全面停止の見返りに軽水炉建設支援などを容認したEUの妥協案の受け入れを拒否。

10月25日 日本が主催するアジア地域初のPSIの海上阻止訓練が始まる(~27日),日米仏豪など22か国が参加、中韓は不参加。

10月25日 IAEA、フセイン政権時代の軍事施設から、核兵器の起爆剤にも使える強力な爆薬377トンが紛失していることを確認。

10月26日 オベリング米MD局長、日米MD協力に伴う日本の武器輸出3原則見直しについて「強く支持する」。

10月28日 英医学誌ランセット、昨年3月のイラク戦争開戦以来、イラク人の死者は10万人以上との米医療機関による推計を掲載。

10月28日 国連総会第一委員会にてNAC決 議、日本決議が可決。(本誌221号参照) 10月29日 DOD、イラクの旧軍事施設からの 爆薬紛失問題で、爆薬の一部は昨年4月に米軍 が破壊した可能性があることを明らかに。

11月1日 愛媛県、プルサーマルを四国電力 伊方原発3号機で実施する計画について、四国 電力が国に申請を出すことを正式に了承。

11月2日 米大統領、投開票。ブッシュ氏再選。 11月2日 米軍・横田基地から離陸したUH -1N型ヘリが沼津市内のグラウンドに緊急着陸。

11月3日 ジュルチャーニ・ハンガリー首相、イラクに派遣している軍部隊約300人を2005年3月末までに撤退させると表明。ハンガリー通信。

11月5日 AP通信、IAEAに近い外交筋の話として、IAEAがエジプトの核施設の査察で極微量のプルトニウムを検出したと伝える。

沖縄

10月21日 町村信孝外相による米軍の下地島 暫定移転検討発言に対し、伊志嶺亮平良市長ら 宮古6市町村長が反対の方針を確認。

10月22日 県議会の米軍基地関係特別委員会が、米軍属による女性暴行事件に対して抗議決議。

10月22日 米軍ヘリ沖国大墜落事故で米軍が取材規制をする権限はなかったことが判明。

10月24日 パウエル米国務長官が町村外相、小泉純一郎首相との会談で、在日米軍再編において在沖米軍の削減を示唆。

10月26日 町村外相は参院外交防衛委員会で普天間基地代替完成前の返還検討を示唆。下地島暫定移転検討発言を撤回。

10月27日 九州地方知事会が基地縮小を国に要請する決議。

10月27日 15日以来中断されていた辺野古 沖調査を那覇防衛施設局が再開。調査に反対す る住民らは抗議や阻止行動。

10月28日 在中米海兵隊は、普天間から岩国 基地へ向け沖国大に墜落した事故機と同型のC H53D輸送へ以3機を離陸。

10月28日 ヘリ飛行再開、米軍属による女性 暴行事件に対して、県議会が抗議決議。

10月28日 沖縄国際大学が米軍へリ沖国大

ご案内

会員の木村宥子さんが作るカレンダーが今年も出来ました。

非核のカレンダー

Under the Sky in August 2005 Vol.10

沢山の人に「平和を希求する心」の歌を歌いついで行っていただきたいと思い、歌ばかりで作りました。また、英語で書かれた憲法九条は外国の人と非戦、平和について話すときにきっと役立つと思います。

実費:900円(送料別) Fax:0742-71-1827 E-mail:yuko@fm2.seikyou.ne.jp までご注文ください。

墜落事故の墜落地点の土壌分析結果を公表。放 射能汚染はなし。

10月29日 自民党が日米安保·基地再編合同 委員会(額賀福志郎座長 を発足。

10月29日 町村外相が参院沖縄北方特別委員会で地位協定改定の可能性を認める。

11月1日 日米合同委員会で嘉手納弾薬庫の 一部の返還を合意。

11月2日付 県は1日までに、沖縄の基地負担 軽減を求める陳述書を米連邦議会が設立した海 外基地見直し委員会に提出することを決定。

11月2日付 2日までにキャンプ桑江で新たに油分による汚染が発覚。

11月5日 県警は98年にも女性を暴行した容疑があるとして、米軍属ダグ・アレン・トンプソン容疑者を再逮捕。

今号の略語

BRAC=基地閉鎖再編 NPT=核不拡散条約 WMD=大量破壊兵器

ピースデポの会員になって下さい。

会費には、『モニター』の購読料が含まれています。会員には、会の情報を伝える『会報』が郵送されるほか、書籍購入、情報等の利用の際に優遇されます。『モニター』は、紙版(郵送)か電子版(メール配信)のどちらかを選択できます。料金体系は変わりません。詳しくは、ウェブサイトの入会案内のページをご覧ください。(会員種別、会費等については、お気軽にお問い合わせ下さい。)

ピースデポ電子メールアドレス: 事務局 < office@peacedepot.org > 梅林宏道 < CXJ15621@nifty.ne.jp > 田巻一彦 < tamaki@pw.catv.ne.jp > 中村桂子 < nakamura@peacedepot.org > 丸茂明美 < marumo@peacedepot.org >

宛名ラベルメッセージについて

会員番号(6桁):会員の方に付いています。「(定)」:会員以外の定期購読者の方。「今号で誌代切れ、継続願います。」:入会または定期購読の更新をお願いします。 メッセージなし:贈呈いたしますが、入会を歓迎します。



書:秦莞二郎

次の人たちがこの号の発行に 参加・協力しました。

秋山祐子(ピースデポ)、田巻一彦(ピースデポ)中村桂子(ピースデポ)、丸茂明美(ピースデポ)、青柳絢子、大澤一枝、黒崎輝、津留佐和子、中村和子、林公則、梅林宏道